

## 入会金及び会費に関する規程について

制定 平成24年 5月25日

### (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人神奈川県建設業協会（以下「本会」という。）の定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関し必要な事項を定める。

### (入会金)

第2条 本会への入会が承認されたものは、本会からの通知に基づき速やかに入会金を納入しなければならない。

2 入会金は、30万円とする。

### (会 費)

第3条 会員は、毎年度、会費基準（別表）により算定した額の会費を納入しなければならない。

### (会費の納期)

第4条 会費の納入は、本会からの通知に基づき4半期ごとに納入することとし、その納入期限は、次のとおりとする。

第1期分 4月30日 第2期分 7月31日

第3期分 10月31日 第4期分 1月31日

2 納入方法は、会員から直接に本会指定の銀行口座への振込によるものとする。

### (中途入会の会費及び納期)

第5条 年度途中に入会した会員の会費は、入会した日の属する期からの額とする。

### (会費滞納者の取扱い)

第6条 会費を3期にわたり滞納している会員に対しては、未納会費の督促と併せて4期分を滞納することにより会員資格を喪失する旨、配達証明により通知するものとし、1年（4期）以上滞納となった場合には、当該会員の属する支部長に報告の上、特段の事情が認められない限り、会員資格喪失の手続きを行うものとする。

### (賛助会費)

第7条 賛助会員の会費の額及び納入方法等は、会長と当該賛助会員が協議して定める。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、総会の決議をもって行う。

### 附 則

1 この規程は、移行認可を受け移行の登記をした日から施行する。

2 入会金及び会費（昭和27年5月18日制定）は、移行認可を受け移行の登記をした日の前日をもって廃止する。

(別表第3条関係)

会 費 基 準

階級 区分	階層別完工高 (億円)	会 費		
		均等割 (万円)	完工高割 (万円)	計 (万円)
1	1億円未満	6	0	6
2	1～2	6	1	7
3	2～3	6	2	8
4	3～5	6	3	9
5	5～10	6	9	15
6	10～20	6	15	21
7	20～40	6	28	34
8	40～70	6	42	48
9	70～100	6	58	64
10	100～150	6	74	80
11	150億円以上	6	84	90

(注記) 1 階層別完工高は、前年3月31日前直近の決算期における年間完工高による。

2 県外に本社を有する会員の完工高については、次により補正する。

完工高 (億円)	補正率
300億円未満	1 / 20
300～1,000	1 / 30
1,000～3,000	1 / 35
3,000億円以上	1 / 40